

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険料の住民税所得割税率フラット化に伴う激変緩和措置のための電算処理システムの修正について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：地域文化部 国保年金 課）  
担当係 庶務係 担当者 柳橋 内線（ 2715 ）

## 事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	国保年金課
目的	住民税所得割税率フラット化に伴う国民健康保険料所得割額の激変緩和措置
対象者	国民健康保険被保険者
事業内容	平成 19 年度分保険料所得割額計算において、課税総所得金額 700 万円以下の被保険者について、住民税所得割税率フラットに伴う激変緩和措置として課税総所得金額の 2.5%（上限 5 万円）を保険料所得割額算定に用いる住民税額の所得割額から控除する。

## 件名 国民健康保険料の住民税率フラット化に伴う激変緩和措置のための電算処理システムの修正について

保有課 (担当課)	国保年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 国民健康保険被保険者</li> <li>2 記録項目 課税総所得金額 激変緩和措置金額 激変緩和措置後住民税額</li> <li>3 記録するコンピュータ 国保情報トータルシステム 国保賦課データベース所得レコード</li> </ol>
新規開発・ <u>追加</u> ・変更の理由	平成19年度分国民健康保険料所得割額計算において、課税総所得金額700万円以下の被保険者について、住民税所得割税率フラットに伴う激変緩和措置として課税総所得金額の2.5%(上限5万円)を国民健康保険料所得割額算定に用いる住民税所得割額から控除する(23区共通処理=条例改正済)ため、保険料賦課計算処理システムに修正を加える。
新規開発・ <u>追加</u> ・変更の内容	<p>国民健康保険料所得割額は、都民税及び区民税の合算額(以下「住民税額」という。)に所得割の保険料率を乗じて電算処理で算出している。</p> <p>今回、19年度分の国民健康保険料について、所得割額算定に用いる住民税所得割額から課税総所得金額の2.5%(上限5万円)を減額し、所得割料率を乗じて計算をさせる。</p> <p>上記処理を行うため、国保賦課データベース所得レコードに課税総所得金額、激変緩和措置額、激変緩和措置後住民税額の項目を追加する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内処理
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後直ちに。当初通知発付 6月15日